

申請が
必要です！

令和3年度子育て世帯への 臨時特別給付 (支援給付金)のご案内

支給対象

中学生以下

8月31日

高校生等

9月30日

より後の離婚等によって、2月28日時点で児童を養育しているものの、給付を受け取っていない方が対象

(※)詳細は裏面の「よくあるご質問」をご覧ください。

**既に子育て世帯への臨時特別給付（児童1人につき10万円）を
現在の養育者が受け取っている場合は対象になりません！**

支援給付金ってなに？

新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、既に支給が進んでいる子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金、追加給付金、一括給付金、クーポン給付）を受け取っていない方に対し、子育てを支援する目的で実施するものです。（他の給付と同様に、所得制限があります。）

どう申請すればいいの？

飯山市役所に申請書があります。添付書類等、申請者により異なりますので、まずは子ども育成課までお電話ください。

支給額

対象児童
一人につき

10万円

※元養育者（配偶者）からすでに給付金の一部を受け取っていたり、児童のために費消されている場合はその額を差し引いた額

対象児童

平成15年4月2日から令和4年2月28日までに出生した児童

申請期限

令和4年
4月15日（金）

よくあるご質問は裏面をご確認ください。

よくあるご質問

Q. 誰が給付を受け取ることができますか？（支給対象者）

A. 大きく分けて、以下の方が支給の対象となります。

- ①令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者になった方
- ②令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点において高校生等を養育している方
- ③その他これらに準ずる方（DV特例・施設特例の所要の手続きを行っておらず、給付金の支給先が変更されていない場合、養子縁組や海外からの帰国により、養育者が代わっている場合等）

※個別のご相談は飯山市役所子ども育成課にお問い合わせください。

Q. 必要な書類はありますか？

A. 飯山市において児童手当の受給者変更を既に行っている場合、基本的には申請書のみの提出で問題ありません。児童手当の対象とならない児童の養育者の場合は、以下の書類が必要となります。

- ①令和4年2月28日までに離婚したことがわかる書類（離婚届受理証明書、離婚届記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本等）
- ②住民票（不要な場合があります）
- ③申請者の令和3年度（令和2年分）市区町村民税課税証明書・非課税証明書（不要な場合があります）

Q. 10万円から控除（減額）される対象になっている、元養育者が子供のために費消した額とはどのようなものですか？

A. 元養育者が給付金を基にして、対象児童に対してランドセルや学習机等をプレゼントしたなど、給付金の受給を契機として新たに子供のために使われた額として申請者が申請時点において認識しているものであり、自己申告に基づくこととなります。



「子育て世帯への臨時特別給付」に関する

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などのかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

飯山市役所 子ども育成課
0269-67-0741



※ 詳しくは、内閣府ウェブサイトもご覧ください

内閣府 子育て世帯への臨時特別給付

検索

(<https://www5.cao.go.jp/keizai1/kosodatesetaikyufu/index.html>)